

考えよう、会社の未来・医療機器の未来

「医療機器産業」参入支援セミナー

✓ 下記の疑問にお答えする、中小企業経営者のためのセミナーです。

なぜ新事業が必要か

なぜ医療機器なのか

どんな参入障壁があるのか

他社はどうしているか

自社にも商機があるのか



Program



第一部 光学機器部品メーカーから 医療機器メーカーへの挑戦

奈良精工株式会社 代表取締役 中川 博央 氏
(奈良県桜井市)

1968年10月、大手光学機器メーカーであった当時のミルタカメラ株式会社の全額出資で設立。光学・OA機器で培った精密加工のノウハウを活かし、1996年より医療機器の製造を開始。現在、歯科用インプラント、手術機器、人工関節等を手掛け、企業連携によって新製品を開発するなど積極的にチャネル拡大に取り組んでいる。

2010年 KANSAIモノ作り元気企業100社選定

2012年から3年連続で中小企業総合展（現：新価値創造展）においてベストプラクティス賞を獲得し、ドイツの産業技術見本市ハノーバー・メッセに3年連続出展

2017年 MEDTEC イノベーション大賞受賞（RENGパートナーズ）

第二部 医療機器分野の動向と参入のプロセス支援

中小機構中部 経営支援チーフアドバイザー 榊原 郁夫

Overview

2017年 8月 9日 Wed.

日時 13:30 ▶ 16:30

ミッドランドホール会議室C

会場 (名古屋市中村区名駅4-7-1)

参加費無料

Access



主催：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中部本部 / 名古屋医工連携インキュベータ NALIC
後援（予定）：経済産業省 中部経済産業局、あいち産業振興機構 / 愛知県よろず支援拠点、岐阜県産業経済振興センター / 岐阜県よろず支援拠点、三重県産業支援センター / 三重県よろず支援拠点
協力（予定）：一般社団法人日本電子回路工業会

▼お申込みは裏面をご覧ください。

参加お申込み方法

- 参加ご希望の方は、本申込書に必要事項をご記入の上、FAX（052-220-0517）
またはメール（info-chubu@smrj.go.jp）にてお申込みください。
- お申込み後、事務局から参加証の発行はいたしませんので、当日、定刻までに会場にお越しください。
- 定員に達している場合のみ、事務局からご連絡を差し上げます。

お申込日 平成 年 月 日

会社名		業種		
所在地		取扱商品 サービス等		
TEL		FAX		
お名前 (フリガナ)		部署		
メール	@	役職		
参入の 状況 (○を付 けてく ださい)	ヘルスケア産業へ	参入している	参入を検討している	対象外
	業許可の取得	取得済み	検討中	対象外
	参入検討（参入済み）の 分野	医療機器・診断機器 再生医療等製品 その他（	医薬品・医薬部外品 介護等サービス	）

このセミナーをどのようにお知りになりましたか。

- () 中部経済産業局からのチラシ、メール () あいち産業振興機構からのチラシ、メール
 () 岐阜県産業経済振興センターからのチラシ、メール () 愛知県経営者協会からのチラシ
 () 三重県産業支援センターからのチラシ、メール () 日本電子回路工業会からのチラシ、メール
 () 中小機構からのチラシ、メール、ホームページ () NALICからのチラシ、メール
 () その他 ()

セミナー後の個別相談（中小機構、NALICの専門家等がご相談に応じます）※中小企業に限る

個別相談を希望する方は該当する相談内容に○を付けてください。

- () ヘルスケア分野への参入について () ヘルスケア分野での事業拡大について（参入済み）
 () その他経営全般（経営改善、資金繰り、売上拡大、事業承継等）について

※ご記入いただいた個人情報は主催者が本セミナーの管理のために利用する他、支援情報の提供を目的としたメールマガジンの配信等に利用
する場合があります。個人情報管理方針は中小機構のホームページをご参照ください。

本セミナーに関するお問い合わせ

中小機構中部（独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部）経営支援部 経営支援課 セミナー担当
 電話：052-220-0516（平日9時～18時）、FAX：052-220-0517、メール：info-chubu@smrj.go.jp

ご存知ですか？「小規模企業共済」—経営者のための退職金制度

小規模企業共済に関するお問い合わせ

小規模企業の個人事業主や会社役員の方が事業をやめられたり、退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく、経営者の退職金制度です。中小機構が運営しています。

- ！お得なポイント1！掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲で自由に選べ、**全額所得控除**となります。
- ！お得なポイント2！将来、廃業や役員退任等が生じたときに共済金を受け取ることができます。共済金は「退職所得扱い」または「**公的年金等の雑所得扱い**」となります。

共済相談室

050-5541-7171